

公益財団法人高知県農業公社農地中間管理事業規程

(総則)

第1条 この規程は、公益財団法人高知県農業公社（以下「県公社」という。）が、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）に規定する農地中間管理事業の業務の実施に関し必要な事項を定める。

2 県公社は、県、市町村、県農業会議、農業委員会、農業協同組合、農業協同組合中央会、農業協同組合連合会、土地改良区、県土地改良事業連合会その他農業に関する団体及び公庫等と連携し、人・農地プランの内容を尊重して農地中間管理事業を実施するものとする。

(農地中間管理事業を重点的に実施する区域の基準)

第2条 県公社が、農地中間管理事業を重点的に実施する地域は、適切な人・農地プランが作成され、地域ぐるみで農地流動化を進めようという機運が生じている地域など、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高いと見込まれる地域とする。

(農用地等の借り受けを希望する者の募集に関する事項)

第3条 県公社は、原則として市町村又はこれより小さい区域（以下「対象地域」という。）ごとに年1回以上、当該対象地域の農用地等の借り受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）を募集し、その情報を整理公表するものとする。

(農地中間管理権を取得する農用地等の基準)

第4条 県公社は、借受希望者の応募数や応募内容その他地域の事情などから貸し付けが見込めると判断される農用地等について、当該農用地等の農地中間管理権を取得するものとする。

2 県公社は、再生不能と判定されている遊休農地など、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等については、当該農用地等の農地中間管理権を取得しないものとする。

(農地中間管理権の取得の方法)

第5条 県公社は、農用地等の所有者からの申し出により農地中間管理権の取得について協議を行うものとする。

2 県公社は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために特に必要があると認められる場合には、農用地等の所有者に対し農地中間管理権の取得について協議を申し入れるものとする。

3 県公社は、前2項の協議における合意に基づき当該農用地等の農地中間管理権を取得するものとする。

(農用地利用配分計画の決定の方法)

第6条 県公社は、地域農業との調和及びその健全な発展に資することを旨とし、地域の実情に即しつつ、農用地等の所有者及び借受希望者のニーズを踏まえ、第3条の規定により公表した借受希望者の中から、公平かつ適正に農地中間管理権を有する農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）を行う者の選定及びその変更を行うものとする。

(農用地等の賃貸借等を解除する場合の期間の基準)

第7条 県公社は、農地中間管理権を取得後2年間を経過してもなお賃借権の設定等を行うことが見込めない農用地等については、当該農用地等の農地中間管理権に係る契約等を解除するものとする。

(農用地等の利用条件の改善を図るための業務の実施基準)

第8条 県公社は、農地中間管理権を取得している農用地等について、対象地域の借受希望者の応募数や応募内容その他地域の実情などから、次のいずれにも該当するときに農用地等の利用条件の改善を図るための業務（以下、「利用条件改善業務」という。）を実施するものとする。

- (1) 当該農用地の農地中間管理権が10年以上の期間を有し、当該農用地の所有者が利用条件改善業務の実施を望むとき。
- (2) 利用条件改善業務を実施することにより、当該農用地等の賃借権の設定等が確実に行われると見込まれるとき。
- (3) 利用条件改善業務を実施することが、地域農業の健全な発展に資すると見込まれるとき。

(農地中間管理事業に関する相談又は苦情に応ずるための体制に関する事項)

第9条 県公社は、相談又は苦情に応ずる窓口を設置するものとする。

(業務委託に関する事項)

第10条 県公社は、農地中間管理事業に係る業務のうち委託することが適当なものについて、適正に実施できると認められるときには、市町村、農業協同組合、民間企業等に対して内容を明確にして業務委託するものとする。

(雑則)

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。